

## 出席停止について

学校において予防すべき感染症について、以下の表にあるように法律で定められています。

これらの病気については学校長の判断で「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

病院でこれらの病気と医師に診断された場合は、すぐに学校にお知らせください。また、病気が治り登校する場合には、インフルエンザについては罹患報告書が必要です。インフルエンザ罹患報告書は、保護者で記入し登校時に提出してください。その他の感染症については治癒証明書が必要です。治癒証明書については、病院で記入してもらい登校時に提出してください。これらの書類に基づいて、出席停止の扱いとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、治癒証明書は必要ありませんが、医師の指示に従いお休みいただき、その旨を担任までお知らせください。

※インフルエンザ罹患報告書・治癒証明書は学校のホームページからダウンロードできます。必要に応じてご利用ください。

### ◎学校において予防すべき感染症

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ……発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで 百日咳……特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻疹……解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 風疹……発しんが消失するまで 水痘……全ての発しんが痂皮化になるまで 咽頭結膜熱……主要症状が消退した後2日を経過するまで 新型コロナウイルス感染症……発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 結核……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 髄膜炎菌性髄膜炎……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナなど）